

既設の地下タンクに対する流出防止対策に係る危険物省令等の改正

改正趣旨及び概要

近年、危険物貯蔵施設からの流出事故が増加傾向にあり、事故の改修費用や営業補償費用として財産上の損害も多大なものとなっております。

この状況を踏まえ、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令等が公布され、平成23年2月1日から施行されております。今回の改正では、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクの設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚に応じて「腐食のおそれが特に高いもの」と「腐食のおそれが高いもの」に区分し、それに従って所要の流出防止対策を講ずることとするものです。

(ただし、平成25年1月31日までの間は従前の例によることとされております。)

区分と流出防止対策

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
40年以上 50年未満	アスファルト	4.5mm未満

対策

内面ライニング又は電気防食を講ずる。

腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上 12.0mm未満
40年以上 50年未満	アスファルト	4.5mm以上
	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
30年以上 40年未満	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
20年以上 30年未満	アスファルト	4.5mm未満

対策

内面ライニング若しくは電気防食又は危険物の漏れを検知することができる常時監視装置を講ずる。

* 区分の判定に係る注意事項

- 1 設置年数は、当該地下貯蔵タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした経過年数をいう。
- 2 塗覆装の種類は、告示第4条の48第1項に掲げる外面の保護の方法をいう。
- 3 設計板厚は当該地下貯蔵タンクの設置時の板厚をいい、設置又は変更の許可の申請における添付書類に記載された数値とする。

関係法令リンク

「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」(平成22年7月8日消防危第144号)

「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成21年11月17日消防危第204号)

対策を講ずる際の注意事項

- 1 工事を行う場合は、消防へ申請又は届出が必要となります。工事を行う前にご相談願います。
- 2 地下タンクの仕様及び設置年数に応じて判定を行います。今後も、設置年数の経過に伴い、ある時点からこれらの要件に該当する場合があります。その時点で内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずる義務が生じますので、危険物施設で地下タンクを所有している方は、地下タンクの仕様、設置年数、使用予定年数等を踏まえ、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

今回の改正は、地下タンクからの流出事故防止を目的としたものです。改正趣旨をご理解いただき、要件に該当するタンクを所有される方におかれましては、措置をしていただくようお願いいたします。また、要件に該当する日まで期間がある場合も、早めの措置をされることをお勧めします。

問い合わせ先

北上地区消防組合消防本部

予防課 危険物係

☎0197-65-5174

危険物地下貯蔵タンクを有している設置者の方へ

既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等について

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 71 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成 22 年総務省告示第 246 号）が平成 22 年 6 月 28 日に公布され、平成 23 年 2 月 1 日から施行されています。

この改正は、地盤面下に直接埋設された既設の地下貯蔵タンクのうち、設置年数、塗装膜の種類及び設計板厚が一定の要件に該当するものを「腐食のおそれが特に高いもの」等として区分し、その区分に応じて、腐食を防止するためのコーティング等の流出防止対策を講ずることを主な内容とするものです。

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク

設置年数※ 1	塗装膜の種類	設計板厚※ 2
50 年以上	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0mm 未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm 未満
	強化プラスチック	4.5mm 未満
40 年以上 50 年未満	アスファルト	4.5mm 未満

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクに講ずべき措置

- ・内面ライニング又は電気防食

腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

設置年数※ 1	塗装膜の種類	設計板厚※ 2
50 年以上	モルタル	8.0mm 以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0mm 以上
	強化プラスチック	4.5mm 以上 12.0mm 未満
40 年以上 50 年未満	アスファルト	4.5mm 以上
	モルタル	6.0mm 未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5mm 未満
	強化プラスチック	4.5mm 未満

30 年以上 40 年未満	アスファルト	6.0mm 未満
	モルタル	4.5mm 未満
20 年以上 30 年未満	アスファルト	4.5mm 未満

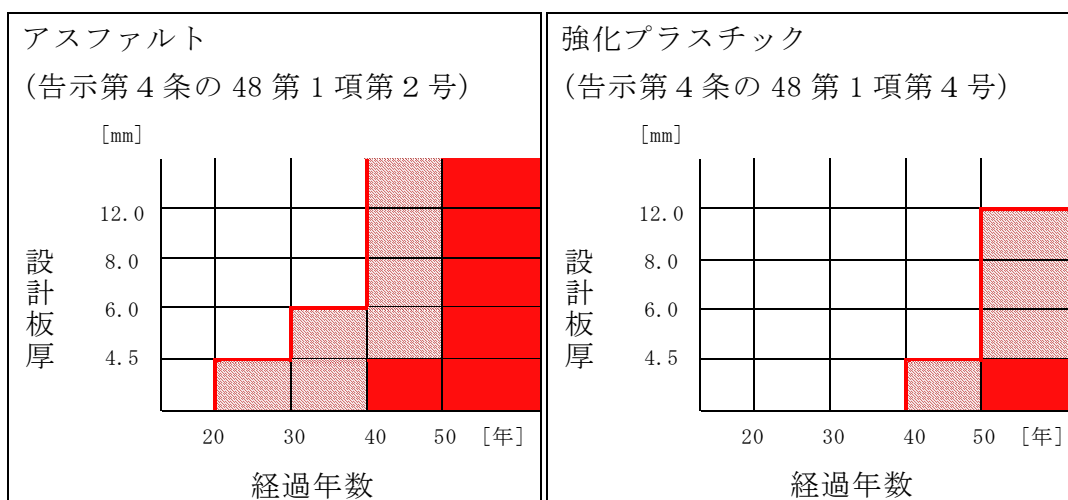
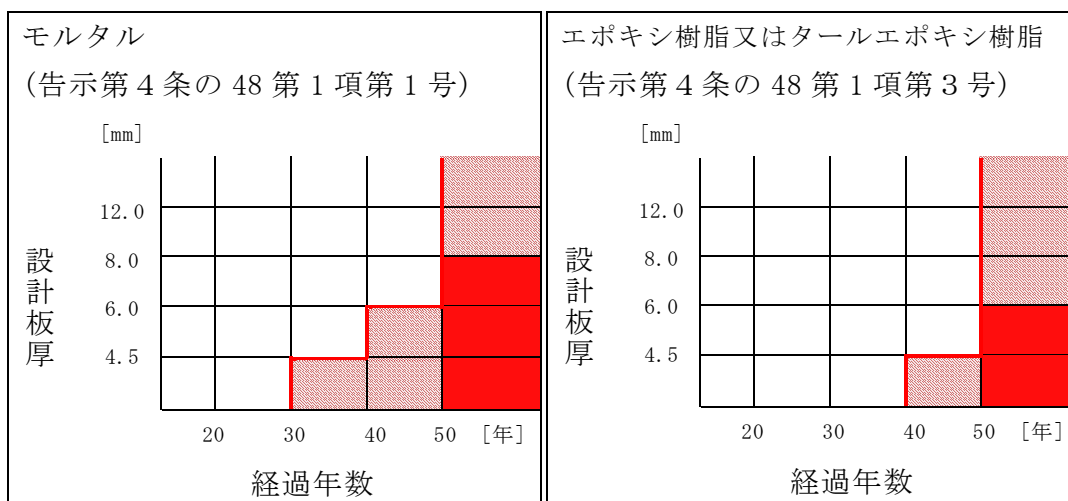
腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに講ずべき措置

・内面ライニング・電気防食又は危険物の漏れを検知することができる常時監視装置の設置

※1 設置年数とは、当該地下貯蔵タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数をいう。

※2 当該地下貯蔵タンクの設置時の板厚をいう。

タンク外面の塗覆装の種類ごとに図示すると、次のようになります。





「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」の区分を示す



「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」の区分を示す

注意事項

地下貯蔵タンクの仕様及び設置年数に応じて腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の判定を行うことから、地下貯蔵タンクの設置年数の経過に伴い、ある時点から腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の要件に該当することとなる場合があります、その時点で内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講じる義務が生じます。

したがって、危険物施設で地下貯蔵タンクを所有している設置者の方は、当該タンクの仕様、設置年数、使用予定年数等を踏まえ、この点も念頭に置いた適切な措置を講ずるようお願いします。

また、内面ライニングの施工をする際に、タンクの状態を調べますが、その結果、タンクの腐食が著しく進んでいる場合など、消防法令の基準に適合しない場合は、内面ライニングが施工できないだけでなく、タンクの使用もできなくなります。

問い合わせ先

北上地区消防組合消防本部

予防課 危険物係

☎ 0 1 9 7 - 6 5 - 5 1 7 4